

# 令和8年度 海老名市国民健康保険税について

国民健康保険は、突然の病気やケガによる不意の出費に備えて、加入している方が収入に応じたお金を出し合っって医療費負担を軽くしようという相互扶助の精神から生まれた制度です。職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方を除いたすべての方が、国民健康保険に加入することになっています。

**保険税は世帯ごとに算定します。納税義務者は世帯主です。**

保険税の額	国民健康保険税は、その年に国民健康保険事業費納付金として県に納める金額を、保険税として各世帯に割り当てています。医療費の支出状況が市町村ごとに違うことから、保険税率も市町村ごとに異なります。 令和8年度は、裏面の計算方式により保険税を計算しています。
納付方法	保険税は、1年分（4月から翌年3月分）を10回に分けて納めていただきます。 ※1回分の金額＝月額ではありません。 納付方法は、納付書により納める方法、預金口座から自動引落する口座振替、スマートフォン決済アプリやクレジットカード（モバイルレジまたは地方税お支払サイト経由）などがあります。 <u>65歳以上75歳未満の被保険者のみで構成される世帯については、年金天引き（特別徴収）での納付になることがあります。</u>
滞納してしまうと	保険税を滞納してしまうと、督促状や催告書による納付勧告が行われます。保険税の納付が困難になった場合は、ご相談ください。
海老名市へ転入された方	令和8年1月2日以降に海老名市へ転入された方については、令和8年1月1日に住んでいた市区町村へ所得の照会を行い、その回答結果により保険税額が翌月以降に変更となる場合があります。
非自発的失業者に係る軽減について	離職日時時点で65歳未満であり、ハローワークで発行される「雇用保険受給資格者証」の離職理由コードが[11・12・21・22・23・31・32・33・34]のいずれかの被保険者は、申請により保険税を軽減します。 国民健康保険税の算定の基となる、給与所得額を本来の金額の100分の30とみなして保険税を算定します。軽減期間は、離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末までです。
出産被保険者に係る軽減について	出産する予定又は出産した被保険者は、所得割額と均等割額について、出産（予定）月の前月から4カ月相当分（多胎妊娠の場合は、出産（予定）月の3カ月前から6カ月相当分）を減額します。申請していただくか、海老名市が出産の事実を確認できた場合に減額措置を行います。

## ■所得による軽減基準と割合

前年中の世帯の総所得金額等が一定基準を超えない場合には、均等割額・平等割額を減額します。ただし、世帯内に所得未申告の方がいる場合には、減額されません。

軽減割合	被保険者の総所得金額等（被保険者でない世帯主の所得も含まれます）
7割	430,000円 + (年金・給与所得者の人数 - 1) × 100,000円を超えない世帯
5割	430,000円 + (年金・給与所得者の人数 - 1) × 100,000円 + (310,000円 × 世帯の被保険者数)を超えない世帯
2割	430,000円 + (年金・給与所得者の人数 - 1) × 100,000円 + (570,000円 × 世帯の被保険者数)を超えない世帯

- 被保険者には、特定同一世帯所属者（国保から後期高齢者医療制度の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方）も含まれます。
- 65歳以上で税法上の「公的年金等控除」を受けている方は、年金所得から最高150,000円を控除した額で判定します。

## ■未就学児の均等割額軽減額

均等割額は、年齢に関わらず1人あたりにつき課税されますが、子育て世帯の負担を軽減するため、世帯に属する未就学児（0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日までにある被保険者）全員に対する均等割額を5割軽減します。

なお、上記の「所得による軽減基準と割合」に応じて、該当している世帯の未就学児1人当たりの軽減額及び課税額は以下のとおりとなります。

所得による軽減割合	医療分（未就学児1人あたり）		後期分（未就学児1人あたり）	
	軽減額	課税額（＝均等割額－軽減額）	軽減額	課税額（＝均等割額－軽減額）
7割	23,800円	4,200円	10,200円	1,800円
5割	21,000円	7,000円	9,000円	3,000円
2割	16,800円	11,200円	7,200円	4,800円
なし	14,000円	14,000円	6,000円	6,000円

# 令和8年度 海老名市国民健康保険税の算定方法

A

## 医療分 (基礎課税額)

対象者：加入者全員

医療分限度額：67万円

$$\begin{aligned}
 \text{所得割額} &= \left[ \begin{array}{|c|} \hline \text{令和7年中の総所得金額等} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{基礎控除額}^{\ast 1} \\ \hline \text{43万円} \\ \hline \end{array} \right] \times \begin{array}{|c|} \hline \text{6.06\%} \\ \hline \end{array} = \text{①} \text{円} \\
 \text{均等割額} &= \begin{array}{|c|} \hline \text{加入者1人につき 年額} \\ \hline \text{28,000円} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{加入者数} \\ \hline \text{人} \\ \hline \end{array} \times \left[ \begin{array}{|c|} \hline \text{10割} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{軽減割合} \\ \hline \end{array} \right] = \text{②} \text{円} \\
 \text{平等割額} &= \begin{array}{|c|} \hline \text{加入世帯につき 年額} \\ \hline \text{21,500円} \\ \hline \end{array} \times \left[ \begin{array}{|c|} \hline \text{10割} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{軽減割合} \\ \hline \end{array} \right] = \text{③} \text{円} \\
 \text{未就学児の均等割額軽減額} &= \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割軽減額(1人につき)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{未就学児人数} \\ \hline \text{人} \\ \hline \end{array} = \text{④} \text{円}
 \end{aligned}$$

●表面「所得による軽減基準と割合」を参照  
●表面「未就学児の均等割額軽減額」を参照

$$\text{医療分合計} = \text{①} + \text{②} + \text{③} - \text{④} = \text{A} \text{円} \quad (100円未満切捨て)$$

B

## 後期分 (後期高齢者支援金等課税額)

対象者：加入者全員

後期分限度額：26万円

$$\begin{aligned}
 \text{所得割額} &= \left[ \begin{array}{|c|} \hline \text{令和7年中の総所得金額等} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{基礎控除額}^{\ast 1} \\ \hline \text{43万円} \\ \hline \end{array} \right] \times \begin{array}{|c|} \hline \text{2.60\%} \\ \hline \end{array} = \text{⑤} \text{円} \\
 \text{均等割額} &= \begin{array}{|c|} \hline \text{加入者1人につき 年額} \\ \hline \text{12,000円} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{加入者数} \\ \hline \text{人} \\ \hline \end{array} \times \left[ \begin{array}{|c|} \hline \text{10割} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{軽減割合} \\ \hline \end{array} \right] = \text{⑥} \text{円} \\
 \text{平等割額} &= \begin{array}{|c|} \hline \text{加入世帯につき 年額} \\ \hline \text{9,400円} \\ \hline \end{array} \times \left[ \begin{array}{|c|} \hline \text{10割} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{軽減割合} \\ \hline \end{array} \right] = \text{⑦} \text{円} \\
 \text{未就学児の均等割額軽減額} &= \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割軽減額(1人につき)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{未就学児人数} \\ \hline \text{人} \\ \hline \end{array} = \text{⑧} \text{円}
 \end{aligned}$$

●表面「所得による軽減基準と割合」を参照  
●表面「未就学児の均等割額軽減額」を参照

$$\text{後期分合計} = \text{⑤} + \text{⑥} + \text{⑦} - \text{⑧} = \text{B} \text{円} \quad (100円未満切捨て)$$

C

## 介護分 (介護納付金課税額)

対象者：40歳から65歳まで

介護分限度額：17万円

$$\begin{aligned}
 \text{所得割額} &= \left[ \begin{array}{|c|} \hline \text{令和7年中の総所得金額等} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{基礎控除額}^{\ast 1} \\ \hline \text{43万円} \\ \hline \end{array} \right] \times \begin{array}{|c|} \hline \text{2.42\%} \\ \hline \end{array} = \text{⑨} \text{円} \\
 \text{均等割額} &= \begin{array}{|c|} \hline \text{加入者1人につき 年額} \\ \hline \text{12,800円} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{加入者数} \\ \hline \text{人} \\ \hline \end{array} \times \left[ \begin{array}{|c|} \hline \text{10割} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{軽減割合} \\ \hline \end{array} \right] = \text{⑩} \text{円} \\
 \text{平等割額} &= \begin{array}{|c|} \hline \text{加入世帯につき 年額} \\ \hline \text{7,100円} \\ \hline \end{array} \times \left[ \begin{array}{|c|} \hline \text{10割} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{軽減割合} \\ \hline \end{array} \right] = \text{⑪} \text{円}
 \end{aligned}$$

●表面「所得による軽減基準と割合」を参照

$$\text{介護分合計} = \text{⑨} + \text{⑩} + \text{⑪} = \text{C} \text{円} \quad (100円未満切捨て)$$

D

## 子ども分 (子ども・子育て支援納付金課税額) 対象者：加入者全員

子ども分限度額：3万円

$$\begin{aligned}
 \text{所得割額} &= \left[ \begin{array}{|c|} \hline \text{令和7年中の総所得金額等} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{基礎控除額}^{\ast 1} \\ \hline \text{43万円} \\ \hline \end{array} \right] \times \begin{array}{|c|} \hline \text{0.31\%} \\ \hline \end{array} = \text{⑫} \text{円} \\
 \text{均等割額} &= \begin{array}{|c|} \hline \text{加入者1人につき 年額} \\ \hline \text{1,200}^{\ast 4} \text{円} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{18歳以上の加入者数} \\ \hline \text{人} \\ \hline \end{array} \times \left[ \begin{array}{|c|} \hline \text{10割} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{軽減割合} \\ \hline \end{array} \right] = \text{⑬} \text{円} \\
 \text{平等割額} &= \begin{array}{|c|} \hline \text{加入世帯につき 年額} \\ \hline \text{900円} \\ \hline \end{array} \times \left[ \begin{array}{|c|} \hline \text{10割} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{軽減割合} \\ \hline \end{array} \right] = \text{⑭} \text{円}
 \end{aligned}$$

●表面「所得による軽減基準と割合」を参照

$$\text{子ども分合計} = \text{⑫} + \text{⑬} + \text{⑭} = \text{D} \text{円} \quad (100円未満切捨て)$$

計

$$\text{令和8年度 国民健康保険税額} = \text{A 医療分} + \text{B 後期分} + \text{C 介護分} + \text{D 子ども分} = \text{円}$$

(参考 合計金額 ÷ カ月 = 円/月)

※1：基礎控除額は、合計所得金額が2,400万円を超え2,450万円以下の場合は29万円、2,450万円を超え2,500万円以下の場合は15万円、2,500万円を超える場合は0円となります。

※2：被用者保険の被保険者の方が後期高齢者医療制度に移行することにより、65歳以上の被扶養者であった方（旧被扶養者）が国民健康保険に加入する場合、最長2年間、所得割額は0円、均等割額は半額となります。さらに、旧被扶養者のみで構成される世帯は平等割額も半額となります。ただし、7割軽減・5割軽減に該当する世帯は適用されません。

※3：これまで国保被保険者であった方が後期高齢者医療制度に移行することにより、国保被保険者が1人だけとなる世帯は、医療分と後期分と子ども分の平等割額が、最長5年間は2分の1に、その後最長3年間は4分の3（4分の1軽減）になります。

※4：子ども分の均等割額は、加入者1人当たりが負担する1,170円と、18歳以上加入者1人当たりが負担する30円を合計した金額です。